

# 令和8、9年度 草刈協力事業者登録制度 公募要領

## 1 目的

市民に対して草刈協力事業者の情報提供を行うことにより、市内に存在する空き家・空き地の所有者等による適切な管理を促進する。

## 2 手順

- (1) 市は要件を満たす事業者を募集し、「草刈協力事業者」として登録する。
  - (2) 市は空き家・空き地所有者等に、草刈協力事業者を神戸市ホームページ等で情報提供する。
  - (3) 空き家・空き地所有者等は、草刈協力事業者へ草刈作業を直接発注し、受注した草刈協力事業は草刈作業を実施する。なお、費用の支払いの時期については、草刈協力事業者が指定する。
- ※詳細は、別紙フロー図のとおり。

## 3 登録要件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 神戸市内に事業所を設けていること
- (2) 法人であること
- (3) 過去2年間、法令等の規定に違反せず、行政から命令等を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団、第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

## 4 登録期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（予定）

※令和10年4月以降の登録について、メール等で継続意思が確認できた場合は、公募によらず更新とする。

## 5 登録抹消

次に掲げる項目に該当した場合は、草刈協力事業者としての登録を抹消する。

- (1) 期間中の業務に関し、神戸市及び関係行政機関に複数の苦情相談があり、その事実が確認できるとき
- (2) 登録要件のいずれかの項目に反したとき

## 6 公募要領の配布

(1) 配布期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）

(2) 配布方法：神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課（神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階）で配布（受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで（土日、祝日を除く。））する。

また、神戸市ホームページからもダウンロード可能。

神戸市ホームページURL

[https://www.city.kobe.lg.jp/a92551/akiya\\_kusakari\\_jigyosha89.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a92551/akiya_kusakari_jigyosha89.html)

## 7 申込受付

### (1) 提出書類 :

- ・草刈協力事業者登録申込書 兼 誓約事項同意書
- ・法人の登記事項証明書の写し※

※「令和6、7年度草刈協力事業者登録制度」にて登録済みの事業者について、前回登録時より変更がない場合は法人の登記事項証明書の写しは提出不要

### (2) 提出期限: 令和8年2月27日(金)午後5時30分(必着)

### (3) 提出場所: 神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

(受付時間は、土日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで)

### (4) 提出方法: 電子メール、郵送又は持参による。

電子メール:antai\_uketuke@city.kobe.lg.jp

## 8 登録事業者決定の通知

書類等の審査を行ったうえ、申込者へ審査結果を電子メール又は郵送にて通知する。

## 9 その他遵守事項(申込者は必ず一読すること)

- 草刈協力事業者は、受注した案件について、事前に作業内容、所要時間、見積額等について十分な説明を行い、安全に配慮し、適切に事業を遂行すること。
- 草刈協力事業者は、空き家・空き地所有者等の了解を得てから、発注後はすみやかに作業に着手すること。
- 草刈協力事業者は、登録を抹消された場合もその時点で当制度により受注している案件については、責任をもって業務を遂行すること。
- 草刈協力事業者は、登録を抹消された場合、草刈協力事業者としての営業活動を行ってはならない。
- 草刈協力事業者は、受注した業務における近隣住民等からの苦情等に関して、適切に対処すること。
- 空き家・空き地所有者等と草刈協力事業者との間で発生した損失、損害、トラブル等について、神戸市は一切の責任を負わないものとする。

### ◆問い合わせ・書類送付先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

担当: 金本・岡本

所在地: 〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 (三宮国際ビル5階)

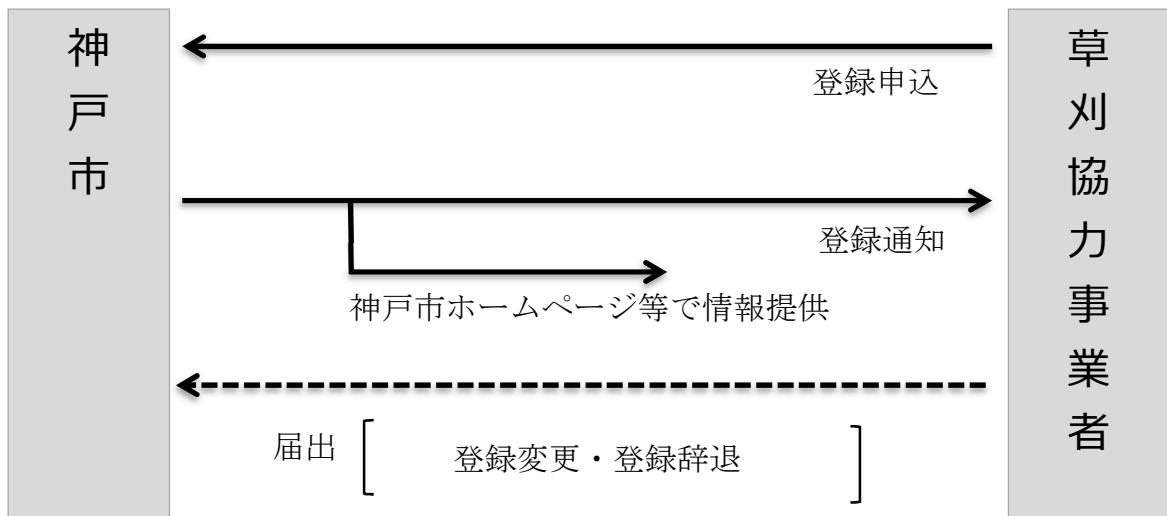
電話: 078-595-6574 FAX: 078-595-6664

電子メール: antai\_uketuke@city.kobe.lg.jp

受付時間: 午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで  
(土日、祝日を除く)

(別紙)

◆草刈協力事業者制度の登録の流れ



◆草刈作業依頼（発注）の流れ

